

○大分市老人福祉法施行細則

平成9年3月28日

規則第29号

改正 平成17年3月31日規則第31号

平成20年3月31日規則第19号

平成24年3月30日規則第20号

平成27年3月31日規則第39号

大分市老人福祉法施行細則（平成6年大分市規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（措置台帳等の備付け等）

第2条 福祉事務所長は、法第11条第1項各号の規定により措置した者（以下「被措置者」という。）について老人措置台帳（様式第1号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。

(1) ケース番号登載簿（様式第2号）

(2) 措置費支給台帳（様式第3号）

（措置開始等の通知）

第3条 福祉事務所長は、法第11条第1項各号の措置の開始又は変更（入所を依頼した施設の変更を含む。以下同じ。）の決定を行ったときは措置開始（変更）決定通知書（様式第4号）を、当該措置の廃止又は停止の決定を行ったときは措置廃止（停止）決定通知書（様式第5号）をそれぞれ被措置者に交付するものとする。

（入所依頼）

第4条 福祉事務所長は、法第11条第1項第1号又は第2号の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）に老人を入所（他の地方公共団体又は社会福祉法人の設置する老人ホームに委託して行う入所を含む。以下同じ。）させるときは、入所／依頼／委託／書（様式第6号）を当該老人ホームの長に送付するものとする。

2 前項の入所／依頼／委託／書の送付を受けた老人ホームの長は、入所を受託する旨又は受託することができない旨を回答するときは、入所受託（不承諾）書（様式第7号）を福祉事務所長に送付しなければならない。

3 第1項の規定は、措置の変更について準用する。

（被措置者状況変更届）

第5条 老人ホームの長は、当該老人ホームの被措置者について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、被措置者状況変更届（様式第8号）を福祉事務所に送付しなければならない。

（葬祭依頼）

第6条 福祉事務所長は、法第11条第2項の規定により老人ホームの長に被措置者の葬祭を委託するときは、葬祭委託書（様式第9号）を当該老人ホームの長に送付するものとする。

2 前項の規定による葬祭の委託を受けた老人ホームの長は、葬祭を実施する旨又はこれを実施することができない旨を回答するときは、葬祭受諾（不承諾）書（様式第10号）を福祉事務所長に送付しなければならない。

（措置費）

第7条 老人ホームの長は、毎月分の措置費について、その翌月の7日までに、請求書に老人措置費支給明細書（様式第11号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該請求書に係る措置費を老人ホームの長に交付するものとする。

（老人居宅生活支援事業の開始等の届出）

第8条 国、県及び市以外の者は、法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業（以下「居宅生活支援事業」という。）を行おうとするときは、

法第14条の規定により、あらかじめ、老人居宅生活支援事業開始届（様式第12号。以下この条において「開始届」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 開始届を提出した者は、当該開始届に記載した事項に変更を加えたときは、法第14条の2の規定により、変更の日から1月以内に老人居宅生活支援事業変更届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- 3 開始届を提出した者は、居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第14条の3の規定により、その廃止又は休止の日の1月前までに、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（平24規則20・一部改正）

（老人デイサービスセンター等の設置等の届出）

第9条 国、県及び市以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター（以下「老人デイサービスセンター等」という。）を設置しようとするときは、あらかじめ、法第15条第2項の規定により、老人デイサービスセンター等設置届（様式第15号。以下この条において「設置届」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 設置届を提出した者は、当該設置届に記載した事項に変更を加えたときは、法第15条の2第1項の規定により、変更の日から1月以内に老人デイサー

ビスセンター等設置届出事項変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

- 3 設置届を提出した者は、老人デイサービスセンター等を廃止し、又は休止しようとするときは、法第16条第1項の規定により、その廃止又は休止の日の1月前までに、老人デイサービスセンター等廃止（休止）届（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（平24規則20・一部改正）

（老人ホームの設置の申請等）

第10条 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下同じ。）は、老人ホームを設置しようとするときは、法第15条第4項の規定により、老人ホーム設置認可申請書（様式第18号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 法第15条第4項の認可を受けた老人ホームの長は、当該老人ホームに係る事業を開始したときは、老人ホーム事業開始届（様式第19号）を市長に提出しなければならない。
- 3 法第15条第4項の認可を受けた社会福祉法人（以下「認可社会福祉法人」という。）は、法第15条の2第2項の規定により、省令第4条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、老人ホーム事業変更届（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

4 認可社会福祉法人は、法第16条第3項の規定により、老人ホームの入所定員の減少の時期又は入所定員の増加についての認可を受けようとするときは、老人ホーム入所定員減少時期・入所定員増加認可申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

5 認可社会福祉法人は、法第16条第3項の規定により老人ホームの廃止又は休止の時期について認可を受けようとするときは、老人ホーム廃止（休止）時期認可申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

（平24規則20・一部改正）

（改善命令による措置結果の報告）

第11条 認可社会福祉法人は、法第19条第1項の規定により老人ホームの設備又は運営の改善を命ぜられたときは、これに基づいて採った措置について、その処分を受けた日から30日以内に措置結果報告書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

（有料老人ホームの設置等の届出）

第12条 法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）を設置しようとする者は、同項の規定により、あらかじめ、有料老人ホーム設置届（様式第24号。以下この条において「設置届」という。）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 設置届を提出した者は、当該設置届に記載した事項に変更が生じたときは、法第29条第2項の規定により、変更の日から1月以内に、有料老人ホーム届出事項変更届（様式第25号）を市長に提出しなければならない。
- 3 設置届を提出した者は、有料老人ホームを廃止し、又は休止しようとするときは、法第29条第3項の規定により、その廃止又は休止の日の1月前までに、有料老人ホーム廃止（休止）届（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

（平24規則20・追加）

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平24規則20・旧第12条繰下）

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の大分市老人福祉法施行細則様式第4号及び様式第5号並びに改正前の老人福祉法に基づく負担金徴収規則様式第1号の

規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 20 年規則第 19 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 20 号）

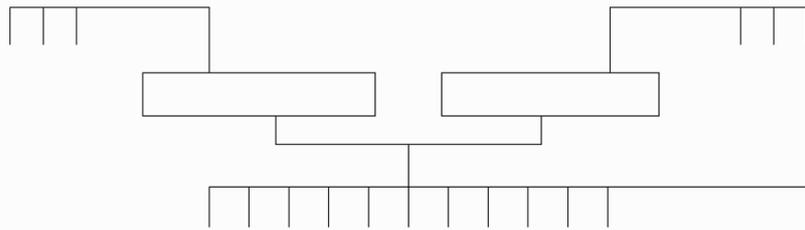
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(その3)(第2条関係)

係 累 図



扶養義務の状況

続柄	氏 名	住 所	生 年 月 日	家族人員	職 業

備考

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第1号(その5)(第2条関係)

措置決定調書

氏名								年月日生 (歳)男・女		
住所		身体障害者手帳・有(級)・無						障害名		
身体状況・健康状態	身長	センチメートル	体重	キログラム	言葉	・普通・少し不自由・不自由				
	視力	・普通・弱視		・全盲	褥瘡	・有(程度)・無				
	聴力	・普通・やや難聴		・難聴	おむつ使用	・有(昼夜・夜のみ)・無				
(病歴・現在の加療内容等)										
日常生活動作の状況	程度項目	自分で可			一部介助		全介助			
	歩行	自分で歩行可			付き添い必要		歩行不可(寝たきり)			
	排泄	昼夜とも便所で可			介助で簡易便器		常時おむつ使用			
		昼は便所、夜は簡易便器			夜間のみおむつ使用					
	食事	スプーン等で食事可			一部介助が必要		介助が必要			
	入浴	自分で可			洗うときだけ介助		特殊浴槽使用			
精神の状況	着脱衣	自分で可			手を貸せば着脱可		介助が必要			
	性格	・朗らか・親しみやすい・わがまま・頑固・短期・おとなしい								
	対人関係	・拒否的である。 ・普通である。 ・協調的である。								
	精神状態	ア 正常								
		イ 精神障害有り								
		・痴呆 a記憶障害 (・重度 ・中度 ・軽度)								
		b失見当 (・重度 ・中度 ・軽度)								
	・心気症状 ・不安 ・焦燥 ・抑うつ状態 ・興奮									
	・幻覚 ・妄想 ・せん想 ・睡眠障害									
	問題行動	攻撃的態度	・重度()		・中度()		・軽度()			
自傷行為		・重度()		・中度()		・軽度()				
火の扱い		・重度()		・中度()		・軽度()				
徘徊		・重度()		・中度()		・軽度()				
不穏興奮		・重度()		・中度()		・軽度()				
不潔行為		・重度()		・中度()		・軽度()				
失禁	・重度()		・中度()		・軽度()					

在宅サービスの状況	ホームヘルプサービス (身体介護・家事援助)	週 回 ()	ショートステイ	過去1年 回 ()	その他のサービス ・入浴サービス ・その他
	デイサービス	週 回 ()	訪問看護	月 回 ()	
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	
住居の状況					
経済的状況	生計中心者氏名	市町村民税等の課税状況			
		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による被保護世帯 市町村民税非課税世帯 市町村民税課税世帯(a均等割 b所得割) 所得税課税世帯 			
施設入所を必要とする理由					
総合判定	1 医学による判定	2 日常生活動作による判定	3 精神状況(問題行動)による判定	4 経済的状況による判定	5 総合判定
	<ul style="list-style-type: none"> 要入院 要通院 入通院必要なし 	<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホーム入所の対象 特別養護老人ホーム入所の対象 対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 著しい問題行動あり(要入院) 問題行動あり 老人ホーム入所の対象 問題行動なし 	<ul style="list-style-type: none"> 養護老人ホーム入所の対象 対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 要入院 養護老人ホーム入所の対象 特別養護老人ホーム入所の対象 対象外

様式第4号(第3条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分市福祉事務所長 印

措置開始(変更)決定通知書

老人福祉法第11条第1項の規定により、あなたの措置を次のとおり決定したので通知します。

施設名						
措置 の 種 類 及 び 程 度	区分	生活費	事務費			計
	月分					
	月 以 降					
	本人支払額	月分	円	月以降	円	この本人支払額は、 大分市福祉事務所へ 支払ってください。
	11月から翌年の3月までの間は、生活費に冬期加算額					円を加えます。
12月については、					円を生活費に加えます、	
開始又は変更期日	年 月 日					
変更した理由						

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大分市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、審査請求をしたときは、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第5号(第3条関係)

第 号
年 月 日

殿

大分市福祉事務所長 印

措置廃止(停止)決定通知書

年 月 日付け 第 号で措置決定通知した老人福祉法第11条
第1項による措置を次のとおり廃止(停止)決定したので通知します。

施設名	
廃止(停止)に伴う措置費の決定額	生活費 月分 円 日用品費 月分 円
廃止する日	年 月 日
停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止(停止)した理由	・死亡 ・家族引取り ・長期入院 ・その他

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大分市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、審査請求をしたときは、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号(第4条関係)

第 号
年 月 日

養 護
特別養護 老人ホーム
施設長 殿

大分市福祉事務所長 印

入 所 依 頼 書

老人福祉法第11条第1項の規定により、次のとおり入所を 依頼 します。
委託

依頼人	住 所			
	氏 名	生年月日	年 月 日	生
措置開始年月日	年 月 日			
経 費 区 分	生 活 費	事 務 費		計
金 額				
加 算 額	冬期加算額(11月～翌年3月) 被服加算額(年)	円	期末加算額 円	円
そ の 他				
備 考				

様式第7号(第4条関係)

年 月 日

大分市福祉事務所長 殿

所在地
施設長



入 所 受 諾 (不 承 諾) 書

年 月 日付け 第 号で依頼のあった次の者について
は、年 月 日より措置を受託いたします。
(措置を受諾できません。)

氏 名	(性別 男・女)
生 年 月 日	年 月 日

(不承諾の場合は、その理由)

様式第8号(第5条関係)

年 月 日

大分市福祉事務所長 殿

所在地
施設長



被 措 置 者 状 況 変 更 届

次のとおり被措置者の変更(廃止、停止)を必要とするので、老人福祉法施行規則第6条の規定により届け出ます。

被措置者氏名	年 月 日生
措置の変更理由	1 入院 (病院へ入院) 2 退院 (病院より退院) 3 退所 (1) 死亡 (1施設 2 病院) (2) 長期入院 (病院へ入院) (3) 家族引取り 続柄 氏名 住所 4 その他
変更期日	年 月 日
添付書類	1 診断書(写し) 2 預金通帳(写し) 3 年金証書(写し) 4 預金出納帳(写し) 5 健康保険証(写し) 6 その他
備考	

様式第9号(第6条関係)

第 号
年 月 日

養 護
特別養護 老人ホーム
施設長 殿

大分市福祉事務所長 印

葬 祭 委 託 書

老人福祉法第11条第2項の規定により、次のとおり葬祭を委託します。

死亡者の氏名	生年月日 年 月 日生
葬 祭 措 置 費	円

様式第10号(第6条関係)

年 月 日

大分市福祉事務所長 殿

所在地
施設長



葬 祭 受 諾 (不 承 諾) 書

年 月 日付け 第 号で委託された次の死亡者の葬祭について承諾します。(承諾できません。)

死亡者の氏名	生年月日 年 月 日生
葬祭年月日	年 月 日

(不承諾の場合は、その理由)

様式第12号（第8条関係）

第 号
年 月 日

大分市長 殿

住所
経営者 氏名 
(法人であるときは、その名称
主たる事務所の所在地及び代
表者の氏名)

老人居宅生活支援事業開始届

次のとおり老人居宅生活支援事業を開始することについて、老人福祉法第14条の規定により届け出ます。

事業の種類及び内容	種 類		
	内 容		
事業の運営方針			
職員の定数及び職務の内容	職 種	職 務 の 内 容	定 数
			人
			人
			人
			人
主な職員の職及び氏名			
事業を行おうとする区域			
事業開始の予定年月日	年 月 日		

- 添付書類
- 1 収支予算書
 - 2 事業計画書
 - 3 定款その他の基本約款
 - 4 主な職員の経歴を記載した書類
 - 5 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）を記載した書類

様式第13号(第8条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

住所
経営者 氏名 
法人であるときは、その名称
主たる事務所の所在地及び代
表者の氏名

老人居宅生活支援事業変更届

次のとおり老人居宅生活支援事業の届出事項を変更したので、老人福祉法第14条の2の規定により届け出ます。

事業の名称		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更理由		

様式第14号(第8条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

住所
経営者 氏名 
法人であるときは、その名称主
たる事務所の所在地及び代表
者の氏名

老人居宅生活支援事業廃止(休止)届

次のとおり老人居宅生活支援事業を廃止(休止)することについて、老人福祉法第14条の3の規定により届け出ます。

事業の名称	
廃止(休止)の予定 年 月 日	
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	年 月 日まで

様式第15号(第9条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

住所
経営者 氏名 (印)
法人であるときは、その名称主
たる事務所の所在地及び代表
者の氏名

老人デイサービスセンター等設置届

次のとおり老人デイサービスセンター等を設置することについて、老人福祉法第15条第2項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称		種 類	
所 在 地			
建物の規模及び構造並びに設備の概要	(1) 敷地面積 (2) 建物の延べ面積		
施設 の 運 営 方 針			
職員(職種別)の定数及び職務内容			
事業実施予定区域			
入所定員(老人短期入所施設の場合のみ記入すること)	人		
事業開始の予定年月日	年 月 日		

- 添付書類
- 1 施設の配置図及び平面図並びに位置図
 - 2 設備一覧表
 - 3 土地及び建物に係る権利関係を明らかにする書類
 - 4 定款その他の基本約款
 - 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類

様式第16号(第9条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

住所
経営者 氏名 (印)
法人であるときは、その名称主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

老人デイサービスセンター等設置届出事項変更届

次のとおり老人デイサービスセンター等の届出事項を変更したい(変更した)ので、老人福祉法第15条の2第1項の規定により届け出ます。

施設	名称	
	種類	
	所在地	
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日
変更理由		

様式第17号(第9条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

住所
経営者 氏名 印
(法人であるときは、その名称主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

老人デイサービスセンター等廃止(休止)届

次のとおり老人デイサービスセンター等を廃止(休止)することについて、老人福祉法第16条第1項の規定により届け出ます。

施設	名称	
	種類	
	所在地	
廃止(休止)予定年月日	年 月 日	
廃止(休止)の理由		
現に便宜若しくは援助を受け、又は入所している者に対する措置		
休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間	年 月 日まで	

様式第18号(第10条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者



老人ホーム設置認可申請書

次のとおり老人福祉法第15条第4項の規定により、老人ホームを設置したいので申請します。

施設 の 名 称		種類	
所 在 地			
施設 運 営 の 方 針			
入 所 定 員	人		
職 員 の 定 数	職 人 職 人 職 人	計	職 人 職 人 職 人
事業開始の予定年月日	年 月 日		

- 添付書類
- 1 施設の位置図
 - 2 建物の平面図
 - 3 土地及び建物の権利関係を明らかにする書類
 - 4 定款その他の基本約款
 - 5 職員の職務の内容を記載した書類
 - 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
 - 7 資産の状況を記載した書類

様式第19号(第10条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者

印

老人ホーム事業開始届

年 月 日から

の事業を開始したので届け出ます。

様式第20号（第10条関係）

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者 印

老人ホーム事業変更届

次のとおり老人ホームの事業を変更するので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により届け出ます。

施設	名称	
	種類	
	代表者	
変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

様式第21号（第10条関係）

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者

㊟

老人ホーム入所定員減少時期・入所定員増加認可申請書

次のとおり入所定員を減少（増加）したいので、老人福祉法第16条第3項の規定により申請します。

施設	名称					
	種類					
	所在地					
現在収容定員	人	減少（増加）後の収容定員	人	差引減少（増加）定員	人	
減少（増加）の開始年月日	年 月 日					
減少（増加）する理由						
減少する場合、現に入所している者に対する措置						

様式第22号(第10条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者 

老人ホーム廃止(休止)時期認可申請書

次のとおり老人ホームを廃止(休止)したいので、老人福祉法第16条第3項の規定により申請します。

施設	名称	
	種類	
	代表者	
廃止(休止)予定年月日		年 月 日
廃止(休止)の理由		
現に入所している者に対する措置		
休止しようとする場合にあっては、休止予定期間		年 月 日まで

様式第23号(第11条関係)

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者



措 置 結 果 報 告 書

次のとおり老人福祉法第19条第1項の規定により改善しましたので届け出ます。

改善を指摘された事項	
改 善 策	
完了年月日	年 月 日

様式第24号（第12条関係）

第 号
年 月 日

大分市長 殿

設置者 住所
氏名
法人であるときは、その名称主
たる事務所の所在地及び代表
者の氏名

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置することについて、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称				
設 置 予 定 地				
事業開始の予定年月日	年 月 日			
施設の管理者の氏名及び住所	氏 名			
	住 所			
施設において供与される介護等の内容				
建物の規模及び構造並びに設備の概要	(1) 敷地面積			
	(2) 建物の延べ面積			
施設 の 運 営 方 針				
入居定員及び居室数	入居定員	人	居室数	室
事業開始の予定年月日	年 月 日			

- 添付書類
- 1 定款その他の基本約款
 - 2 施設の配置図及び平面図並びに位置図
 - 3 設備一覧表
 - 4 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
 - 5 設置をしようとする者の直近の事業年度の決算書
 - 6 市場調査等による入所者の見込みを記載した書類
 - 7 職員の配置の計画を記載した書類
 - 8 入居一時金、利用料その他の入所者の費用負担の額を記載した書類
 - 9 老人福祉法第29条第7項の保全措置を講じたことを証する書類
 - 10 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
 - 11 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
 - 12 医療施設との連携の内容を記載した書類
 - 13 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を記載した書類
 - 14 長期の収支計画を記載した書類
 - 15 入居契約書、入居契約に関する重要事項説明書

様式第25号（第12条関係）

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者 ①

有料老人ホーム届出事項変更届

次のとおり有料老人ホームのを届出事項変更するので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

施設の名 称		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	

様式第26号（第12条関係）

第 号
年 月 日

大分市長 殿

所在地
法人名
代表者

有料老人ホーム廃止（休止）届

次のとおり有料老人ホームを廃止（休止）するので、老人福祉法第29条第3項の規定により届け出ます。

廃止（休止）する施設の名称	
廃止（休止）年月日	年 月 日

様式第1号(その1) (第2条関係)

様式第1号(その2) (第2条関係)

(平20規則19・一部改正)

様式第1号(その3) (第2条関係)

様式第1号(その4) (第2条関係)

様式第1号(その5) (第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第3条関係)

(平17規則31・一部改正)

様式第5号(第3条関係)

(平17規則31・一部改正)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第4条関係)

様式第8号(第5条関係)

(平20規則19・一部改正)

様式第9号(第6条関係)

様式第10号(第6条関係)

様式第11号(第7条関係)

様式第12号(第8条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 全改、平 2 7 規則 3 9 ・ 一部改正)

様式第 1 3 号 (第 8 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 一部改正)

様式第 1 4 号 (第 8 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 一部改正)

様式第 1 5 号 (第 9 条関係)

様式第 1 6 号 (第 9 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 一部改正)

様式第 1 7 号 (第 9 条関係)

様式第 1 8 号 (第 1 0 条関係)

様式第 1 9 号 (第 1 0 条関係)

様式第 2 0 号 (第 1 0 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 全改)

様式第 2 1 号 (第 1 0 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 全改)

様式第 2 2 号 (第 1 0 条関係)

様式第 2 3 号 (第 1 1 条関係)

様式第 2 4 号 (第 1 2 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 追加)

様式第 2 5 号 (第 1 2 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 追加)

様式第 2 6 号 (第 1 2 条関係)

(平 2 4 規則 2 0 ・ 追加)